# 岡山県の給与・定員管理等について

### 1 総括

### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住 民 基 本 台 帳 人 口 (平成29年1月1日)	歳出額	実質収支	人 件 費	人件費率	(参考) 平成27年度 の人件費率
	人	A 千円	千円	B 千円	B/A %	%
28年度	1, 927, 632	677, 669, 893	1,661,466	223, 062, 404	32. 9	30.6

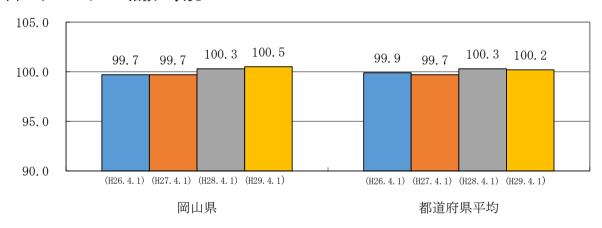
# (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

			給	<b></b> 費	
区 分	職員数	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
	A				В
	人	千円	千円	千円	千円
28年度	22, 946	103, 678, 652	18, 462, 076	40, 336, 815	162, 477, 543

(参考)一人 当たり給与 費 B/A	(参考)都道 府県平均一 人当たり給 与費
千円	千円
7, 081	7, 171

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。
  - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、 職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、 国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一) 適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
  - ※ 平成29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、 ②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③職員構成の変動や、国で実施している55歳超職員の俸給等の1.5%減額措置を本県では行っていないこと等から、ラスパイレス指数が100を超えている。

給与水準については、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査し、地域の民間給与水準との均衡を図るために実施された勧告を尊重して決定している。今後とも人事委員会勧告を尊重しながら、適切な給与水準となるよう努める。

#### (4) 給与改定の状況

#### ①月例給

		人事委員		(参考)		
区 分	民間給与	公務員給与	較差	勧告	給与改定率	国の改定率
	A	В	A - B	(改定率)		
	円	円	円	%	%	9/
29年度	376, 102	375, 698	404	0.11	0.11	0. 15
			(0.11%)			

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス 比較した平均給与月額である。

#### ②特別給(期末·勤勉手当)

		人事委員		(参考)		
区 分	民間の支給割合	公務員の支給月数	較差	勧告	年間支給月数	国の年間
	A	В	A - B	(改定月数)		支給月数
	月	月	月	月	月	J
29年度	4. 40	4. 30	0.10	4. 40	4.40	4. 40

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

# (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の 支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1. 7%の引下げ。

人材確保の観点から1級の全号給及び2級の初号付近については改定を行わず、公民の給与差を考慮して50歳台後半層では最大で4%程度の引下げ。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

行政職給料表以外の給料表についても、同様の改定を実施するが、医療職給料表(一)については、医師の処遇を確保する観点から、引下げ改定は行わない。

### ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び岡山県の支給割合)

(支給割合) 国基準と同様の支給割合。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

### (参考) 岡山市

	平成26年度	平成27年度	平成29年度	
	の支給割合	4月1日時点	遡及改定後	の支給割合
国基準による支給割合	3 %	3 %	3 %	3 %
岡山県の支給割合	3 %	3 %	3 %	3 %

#### ③その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日)

# 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

# (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	
				(国比較ベース)	
岡山県	43.6 歳	338, 315 円	419,521 円	369, 559 円	
国	43.6 歳	330,531 円	_	410,719 円	
都道府県平均	43.1 歳	328,772 円	414,485 円	371,274 円	

### ②高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢		平均給料月額	平均給与月額	
岡山県	45. 4	歳	390, 488 円	438,056 円	
都道府県平均	44.8	歳	377, 225 円	440,594 円	

# ③小·中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢		平均給料月額	平均給与月額	
岡山県	42.7	歳	364,856 円	398, 320 円	
都道府県平均	43.3	歳	363,803 円	420,442 円	

### ④警察職

区分	平均年齢	平均年齢 平均給料月額		平均給与月額
				(国比較ベース)
岡山県	37.8 歳	321, 290 円	442,673 円	345,057 円
玉	41.2 歳	315,864 円	_	371,729 円
都道府県平均	38.4 歳	320,446 円	456, 343 円	368,063 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
  - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手 当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされ ているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

# (2) 職員の初任給の状況 (平成29年4月1日現在)

	区	分	岡山県	国
fv	2. 行 政 聯	大学卒	191,000 円	178,200 円
一般行政職	高 校 卒	154,100 円	146,100 円	
古华	学校教育職	大学卒	212,900 円	
回子	子仪教育城	高 校 卒	164,100 円	
/\ • H	学校教育職	大学卒	212,900 円	
71, 4	子仪狄肖城	高 校 卒	164,100 円	
警 察	察職	大学卒	214, 200 円	206,900 円
言	宗 収	高 校 卒	181,400 円	168,400 円

# (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成29年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	270,909 円	358,838 円	385, 164 円	404,073 円
	高 校 卒	226,856 円	312,389 円	350,602 円	377,645 円
高等学校教育職	大学卒	319, 199 円	407,090 円	428, 444 円	441,084 円
同守子仪教育嘅	高 校 卒	_	_	_	_
小・中学校教育職	大学卒	318,283 円	396,634 円	415,415 円	428, 286 円
/ 个 中子仪教育嘅	高 校 卒	_	_	_	_
警察職	大学卒	286,757 円	391,653 円	405,800 円	430,629 円
言 奈 嘅	高 校 卒	260,898 円	345,719 円	393, 148 円	414,461 円

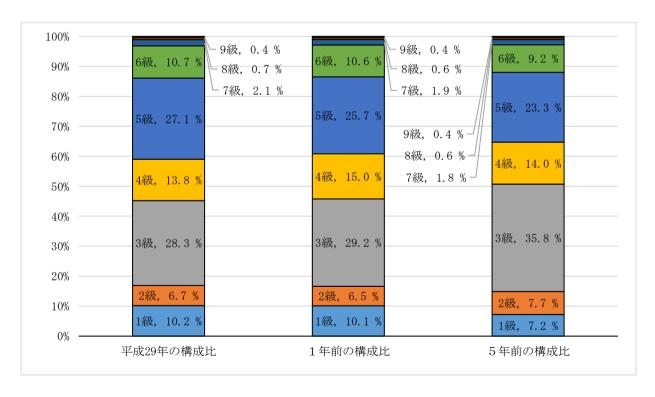
<sup>(</sup>注) 高等学校教育職及び小・中学校教育職の高校卒については該当する職員がいないため、記載しない。

# 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成29年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
9	級	部長	19 人	0.4 %	463,900 円	533,000 円
8	級	次長・参与	31 人	0.7 %	413,600 円	474, 100 円
7	級	課長	103 人	2.1 %	368,100 円	450,400 円
6	級	課長・参事	520 人	10.7 %	324,000 円	415,700 円
5	級	副参事	1,311 人	27.1 %	293,400 円	398,500 円
4	級	主幹	668 人	13.8 %	267, 400 円	386,500 円
3	級	主任	1,373 人	28.3 %	234, 200 円	355,500 円
2	級	主事	325 人	6.7 %	197,800 円	309,700 円
1	級	主事	496 人	10.2 %	147,300 円	250,700 円

- (注) 1 岡山県職員給与条例(昭和26年岡山県条例第18号)に基づく給料表の級区分による職員数である。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



# (2) 昇給への人事評価の活用状況 (岡山県)

	平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理	職員	一般職員		
イ	人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	
	上位、標準、下位の区分	0		0	0	
	上位、標準の区分		0			
	標準、下位の区分					
	標準の区分のみ (一律)					
口	人事評価を活用していない					
	活用予定時期					

# 4 職員の手当の状況

# (1) 期末手当・勤勉手当

岡山県	<u> </u>	国
1人当たり平均支給額(28年度	<u>:</u> )	_
	1,707 千円	
(28年度支給割合)		(28年度支給割合)
期末手当	勤勉手当	期末手当勤勉手当
2.60 月分	1.70 月タ	2.60 月分 1.70 月分
(1.45) 月分	(0.80) 月分	(1.45) 月分 (0.80) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、等級等による ・役職加算 5 ~ 20 ° ・管理職加算 15 ~ 25 °	%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 % ・管理職加算 15 ~ 25 %

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### ○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職) (岡山県)

<u> </u>		15次版/ (岡	ш л\/			
	平成29年度中における運用	管理	職員	一般職員		
イ	人事評価を活用している					
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	
	上位、標準、下位の成績率	0		0	0	
	上位、標準の成績率		0			
	標準、下位の成績率					
	標準の成績率のみ (一律)					
口	人事評価を活用していない					
	活用予定時期					

# (2) 退職手当(平成29年4月1日現在)

	畄	Ш ј	県	国					
(支給率)	自己者	『合	応募認定	・定年	(支給率)	自己者	『合	応募認定	・定年
勤続 20 年	20.445	月分	25. 55625	月分	勤続 20 年	20. 445	月分	25. 55625	月分
勤続 25 年	29. 145	月分	34. 5825	月分	勤続 25 年	29. 145	月分	34. 5825	月分
勤続 35 年	41.325	月分	49.59	月分	勤続 35 年	41.325	月分	49.59	月分
最高限度額	49.59	月分	49.59	月分	最高限度額	49. 59	月分	49.59	月分
(その他の加	算措置)				(その他の加	算措置)			
定年前早期追	<b>遠職特例措</b>	置(割	増率2∼4	5%)	定年前早期边	B職特例指	置(割	増率2~4	5%)
(1人当たり	平均支給額								
	2, 573	千円	23, 378	千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(2	8年度決算	章)				1,382,268 千円
支給職員1/	人当たり≦	F均支給 <sup>4</sup>		143,627 円		
支 給	対 象 地	1 域	支 給 率	支持	給対象職員数	国の制度(支給率)
東京	都 特 別	」区	20. 0	%	21 人	20.0 %
大	阪	市	16. 0	%	10 人	16.0 %
府	中	市	15. 0	%	1 人	15.0 %
神	戸	市	12. 0	%	1 人	12.0 %
広	島	市	10.0	%	5 人	10.0 %
高	松	市	6. 0	%	1 人	6.0 %
岡	山	市	3. 0	%	6,419 人	3.0 %
上記以	外の市	町村	0.0	%	13,027 人	0.0 %
医師・	歯科日	医師	16. 0	%	26 人	16.0 %
平 均	支 給	率	1. 0	%	_	1.0 %
地域手当補工	100. 5)					
(ラスパイ)	ノス指数)					(100. 5)

- (注) 1 「国の制度(支給率)」欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。
  - 2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。 (補正前のラスパイレス指数× (1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

### (4) 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)	1,277,784 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	171,354 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (28年度)	32.6 %
手当の種類 (手当数)	30

(注) 手当の名称、主な支給対象職員(業務)及び手当額については、別紙1のとおりである。

### (5) 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	4,448,922 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	540 千円
支給実績(27年度決算)	4,326,695 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	524 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当(平成29年4月1日現在)

別紙2のとおり

# 5 特別職の報酬等の状況 (平成29年4月1日現在)

	X	分		給 料 月 額 等
給	知		事	1,032,000 円 (1,290,000 円)
料	副	知	事	918,000 円 (1,020,000 円)
報	議		長	1,000,000 円
	副	議	長	900,000 円
酬	議		員	840,000 円
	知		事	(平成28年度支給割合)
期	副	知	事	3.25 月分
末手	議		長	(平成28年度支給割合)
当	副	議	長	3.25 月分
	議		員	
退				(算定方法) (1期の手当額) (支給時期)
職手	知		事	129万円×在職月数×0.59 36,532,800 円 任期ごと
当	副	知	事	102万円×在職月数×0.42 20,563,200 円 任期ごと
地	知		事	
域 手	副	知	事事	給料の3%
当	田 <sup>1</sup>		<del>J'</del>	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
  - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

# 6 職員数の状況

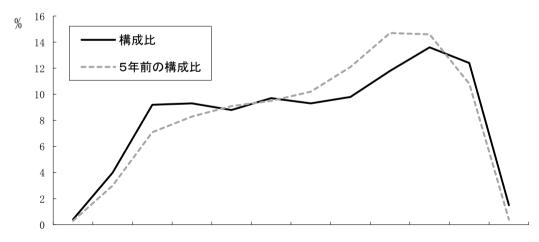
# (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		<b>→</b> ∧	144F E	⊒ <del>*/</del> -	11 1/2 /-	1
部門	\	区分		数数	対前年増減数	主な増減理由
山 山			平成28年	平成29年		
		議会	32	31	△ 1	事務の統廃合
		総務	641	640	$\triangle$ 1	業務推進、事務の統廃合
普	般	税務	221	224	3	業務推進
\ <del></del>		民生	340	342	2	業務推進、事務の統廃合
通	行	衛生	537	539	2	業務推進、事務の統廃合
会	政	労働	74	75	1	業務推進
		農水	960	952	△ 8	業務推進、事務の統廃合
計	部	商工	175	176	1	業務推進、事務の統廃合
部	門	土木	793	792	△ 1	業務推進、事務の統廃合
	1 1	計	3, 773	3, 771	△ 2	(参考:人口10万人当たり職員数 196人)
門	教育	部門	15, 175	12, 043	△ 3132	県費負担教職員の減少(政令市分)
	警察	部門	3, 998	4,010	12	人身安全関連事案の対策強化
	小	計	22, 946	19, 824	△ 3122	(参考:人口10万人当たり職員数 1,028人)
公ア	病	院	0	0	0	
営会 企計	下 7	火 道	2	6	4	業務推進
業部	その	の他	121	120	△ 1	事務の統廃合
等門	小	計	123	126	3	
	. =	≩I.	23, 069	19, 950	△ 3119	(参考:人口10万人当たり職員数 1,035人)
<u>{</u>	ī F	計	[ 24, 800]	[ 21, 134]	[ △ 3,666]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
  - 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

# (2) 年齢別職員構成の状況(平成29年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		$\sim$		計									
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
well III No.	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	88	801	1,839	1,855	1, 762	1, 942	1,862	1, 961	2, 356	2, 706	2, 474	304	19, 950

# (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部門別	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	3, 903	3, 845	3, 769	3, 736	3, 773	3, 771	<b>▲</b> 132 ( <b>▲</b> 3.4 %)
教育	15, 246	15, 182	15, 193	15, 210	15, 175	12, 043	<b>▲</b> 3, 203 ( <b>▲</b> 21.0 %)
警察	3, 931	3, 949	3, 972	3, 991	3, 998	4, 010	79 ( 2.0 %)
普通会計計	23, 080	22, 976	22, 934	22, 937	22, 946	19, 824	<b>▲</b> 3, 256 ( <b>▲</b> 14.1 %)
公営企業等会計計	128	126	123	122	123	126	<b>▲</b> 2 ( <b>▲</b> 1.6 %)
総合計	23, 208	23, 102	23, 057	23, 059	23, 069	19, 950	<b>▲</b> 3, 258 ( <b>▲</b> 14.0 %)

# 7 等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

別紙3のとおり

# 8 公営企業職員の状況

# (1) 電気事業

① 職員給与費の状況

ア決算

区分	総費用	純損益又は 実質収益	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 平成27年度の総費 用に占める職員給 与費比率
	千円	千円	千円	D/ A	分質比平 %
28年度	2, 286, 605	1, 115, 196	346, 187	15. 14	15. 62

	職員数		給	· 費	
区 分	概貝奴	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
	A				В
	人	千円	千円	千円	千円
28年度	53	204, 828	56, 726	84, 633	346, 187

(参考)一人 当たり給与 費 B/A	(参考)都道 府県平均一 人当たり給 与費
千円	千円
6, 532	6, 868

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

### イ 特記事項

- 1 (5) と同様に給与制度の総合的見直しを実施。
- ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給 (28年度決算)	平均月収額 (28年度決算)	
岡山県企業局 (電気事業)	42.1 歳	345, 331 円	546, 508 円	
団体平均	44.5 歳	369, 314 円	582,939 円	

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
- ③ 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当(平成29年4月1日現在)

岡口	山県企業局	(電気事	葉)	岡山県(一般行政職)	
1人当たり平均	匀支給額(2	8年度)			1人当たり平均支給額(28年度)
			1,623	千円	1,707 千円
(28年度支給害	9合)				(28年度支給割合)
	期末手	当	勤勉	手当	期末手当勤勉手当
	2.60	月分	1.70	月分	2.60 月分 1.70 月分
	(1.45)	月分	(0.80)	月分	(1.45) 月分 (0.80) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、等級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 % ・管理職加算 15 ~ 25 %				(加算措置の状況) 職制上の段階、等級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 % ・管理職加算 15 ~ 25 %	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当(平成29年4月1日現在)

岡口	山県企業局	引(電気	(事業)		1	岡山県(-	一般行政	職)	
(支給率)	自己者	『合	応募認定	・定年	(支給率)	自己者	『合	応募認定	・定年
勤続 20 年	20.445	月分	25. 55625	月分	勤続 20 年	20.445	月分	25. 55625	月分
勤続 25 年	29. 145	月分	34. 5825	月分	勤続 25 年	29. 145	月分	34. 5825	月分
勤続 35 年	41.325	月分	49.59	月分	勤続 35 年	41.325	月分	49.59	月分
最高限度額	49.59	月分	49.59	月分	最高限度額	49.59	月分	49.59	月分
(その他の加)	算措置)				(その他の加	算措置)			
定年前早期	退職特例排	昔置 (害	∮増率 2 ~4	15%)	定年前早期	退職特例排	昔置 (害	∮増率 2 ~4	15%)
(1人当たり平均支給額)					(1人当たり	平均支給額	額)		
	(対象者	なし)	(対象者	なし)		2, 573	千円	23, 378	千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。
- ウ 地域手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)							6,563 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)							123,826 円
支 給	対 象	地 域	支	給 率	支給対象	職員数	一般行政職の制度(支給率)
岡	Щ	市		3.0 %		53 人	3.0 %

### 工 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)	6,146 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	192,061 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)	60.4 %
手当の種類(手当数)	5

(注) 手当の名称、主な支給対象職員(業務)及び手当額については、別紙4のとおりである。

### 才 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	15,393 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	335 千円
支給実績(27年度決算)	16,391 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	349 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
  - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度 の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはなら ない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。
- カ その他の手当(平成29年4月1日現在)

別紙5のとおり

### (2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

### ア決算

区分	総費用	純損益又は 実質収益	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 平成27年度の総費 用に占める職員給
	A		В	B/A	与費比率
	千円	千円	千円	%	%
28年度	2, 887, 479	709, 257	394, 710	13. 7	13. 2

	職員数		給	事 費	
区 分	椒貝奴	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
	A				В
	人	千円	千円	千円	千円
28年度	59	239, 259	58, 178	97, 273	394, 710

(参考)一人 当たり給与 費 B/A	(参考)都道 府県平均一 人当たり給 与費
千円	千円
6,690	6, 451

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

### イ 特記事項

- 1(5)と同様に給与制度の総合的見直しを実施。
- ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	朎	基本給 (28年度決算)	平均月収額 (28年度決算)		
岡山県企業局 (工業用水道事業)	42. 9	歳	355,822 円	557,076 円		
団体平均	44. 2	歳	354, 409 円	537,774 円		

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
- ③ 職員の手当の状況
  - ア 期末・勤勉手当(平成29年4月1日現在)

岡山県	岡山県企業局(工業用水道事業)				岡山県(一般行政職)					
1人当たり平均支給額(28年度)				1人当たり平均支給額(28年度)						
			1,644	千円	1,707 千円					
(28年度支給割	(合)				(28年度支給割合)					
	期末手	当	勤勉	手当	期末手当 勤勉手当					
	2.60	月分	1.70	月分	2.60 月分 1.70 月分					
	(1.45)	月分	(0.80)	月分	(1.45) 月分 (0.80) 月分					
(加算措置の状況) 職制上の段階、等級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 % ・管理職加算 15 ~ 25 %				(加算措置の状況) 職制上の段階、等級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 % ・管理職加算 15 ~ 25 %						

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当(平成29年4月1日現在)

岡山県	岡山県企業局(工業用水道事業)				岡山県(一般行政職)				
(支給率)	自己都合 応募認定・定年		(支給率) 自己都合		『合	応募認定・定年			
勤続 20 年	20.445	月分	25. 55625	月分	勤続 20 年	20.445	月分	25. 55625	月分
勤続 25 年	29. 145	月分	34. 5825	月分	勤続 25 年	29. 145	月分	34. 5825	月分
勤続 35 年	41.325	月分	49. 59	月分	勤続 35 年	41.325	月分	49.59	月分
最高限度額	49.59	月分	49. 59	月分	最高限度額	49.59	月分	49.59	月分
(その他の加)	算措置)				(その他の加算措置)				
定年前早期	退職特例排	昔置 (害	∮増率 2 ~4	5%)	定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)				
(1人当たり平均支給額)				(1人当たり平均支給額)					
	(対象者	なし)	(対象者:	なし)		2, 573	千円	23, 378	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

### ウ 地域手当(平成29年4月1日現在)

支給第	支給実績(28年度決算)						2,852 千円					
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)						167,752 円						
支	給	対	象	地	域	支	給	率	支給対象職員数 一般行政職の制度(支			
東	京	都	特	別	区		20.	0 %		1 人	20.0 %	
岡	山市			3.0 %		16 人		3.0 %				
倉		旉	<b></b>		市		0.	0 %		42 人	0.0 %	

### 工 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)	6,886 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	181, 210 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)	64.4 %
手当の種類(手当数)	5

(注) 手当の名称、主な支給対象職員(業務)及び手当額については、別紙4のとおりである。

#### 才 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	17,051 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	334 千円
支給実績(27年度決算)	21,321 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	444 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
  - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。
- カ その他の手当(平成29年4月1日現在) 別紙5のとおり

### (3) 等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

別紙6のとおり

〔知事部局(教育委員会、警察本部共通分を含む。)〕

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		左記職員	
放射線技術従事職員		レントゲン、放射性同位元素又は人事	(28年度決算) 39千円		単 価 230円
の特殊勤務手当		委員会規則で定めるものを使用して、 有害放射線の影響を受ける作業			
伝染病防疫作業従事 職員の特殊勤務手当		家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項に規定する家畜伝染病のうち、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業			380円
		伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護、伝染病にかかり、若しくはかかっている疑いのある家畜の飼育又は伝染病の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある物件の処理の作業	5千円	日額	290円
衛生検査作業従事職 員の特殊勤務手当	保健所に勤務する職員	細菌、血液、原虫若しくは寄生虫の検 査又は病理若しくは臨床医学の検査の 作業	9千円	日額	350円
特殊勤務手当	公署に勤務する職員	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、岡山県環境への負荷の低減に関する条例(平成13年岡山県条例第76号)その他人事委員会規則で定める法令の規定に基づいて現地において行う立入検査又は調査の作業	106千円		230円
特殊現場作業従事職 員の特殊勤務手当	次の各号に掲げる作業に 従事した職員	地上又は水面上10メートル以上の足場 の不安定な箇所で行う工事の監督、調 査、検査等の作業	11千円	日額	220円
		"(当該作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われた場合)	26千円	日額	320円
		橋脚の基礎工事その他港湾、河川等に おけるこれに類する工事において、水 面下4メートル以上の深所で行う監 督、調査、検査等の作業	4千円	日額	220円
		トンネルの坑内で行う工事の監督、調 査、検査等の作業	72千円	日額	560円
		圧搾空気内で行う工事の監督、調査、 検査等の作業(ゲージ圧力0.2メガパス カルまでのとき。)	0千円	1 時間	210円
		" (ゲージ圧力0.3メガパスカルまでの とき。)	0千円	1時間	560円
		″(ゲージ圧力0.3メガパスカルを超えるとき。)	0千円	1時間	1,000円
		地上若しくは水面上20メートル以上の 箇所又は湖面において行うダム管理そ の他の人事委員会規則で定める作業	123千円	日額	320円
		滑走路において行う保守点検作業で人 事委員会規則で定めるもの	271千円	日額	290円
用地取得等折衝業務 従事職員の特殊勤務 手当		土地等の取得及びこれに伴う損失補償 その他人事委員会規則で定める折衝の 業務	1,076千円	日額	650円
		"(当該業務が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に行われた場合)	1千円	日額	975円

手当の名称	主な支給対象職員	主 な 支 給 対 象 業 務	支給実績 (28年度決算)		に対する 単 価
火薬類等取締業務従 事職員の特殊勤務手 当		火薬類又は高圧ガスの保安検査又は立 入検査その他人事委員会規則で定める 検査等	27千円	日額	250円
	精神保健福祉センターに 勤務する職員(医師であ る職員を除く。)	精神障害者に直接接して行う相談又は 指導の業務	38千円	日額	450円
	保健所に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある 者の調査、鑑定、鑑定の立会い又は移 送の業務	88千円	日額	290円
保健指導業務従事職 員の特殊勤務手当	保健所に勤務する保健師 である職員	結核患者又は精神病患者の保健指導の 業務(保健所外において行う保健指導 の業務に限る。)	291千円	日額	290円
消防教育訓練従事職 員の特殊勤務手当	消防学校に勤務する職員	救助訓練、火災防ぎょ訓練及び水防訓 練のうち人事委員会規則で定めるもの	145千円	日額	420円
家畜取扱作業従事職 員の特殊勤務手当	7	種雄牛、種雄馬及び種雄豚の自然交配 若しくは精液の採取のため又はこれら の作業の準備のために種雄牛、種雄馬 及び種雄豚を御する作業	0千円	日額	230円
	農林水産総合センター畜 産研究所に勤務する職員	家畜のふん尿の処理の作業	1,400千円	日額	380円
し尿処理施設等検査 業務従事職員の特殊 勤務手当	環境文化部又は県民局に 勤務する職員	し尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃 棄物処理施設その他人事委員会規則で 定める施設の立入検査等の業務	454千円	日額	350円
有害物取扱作業従事 職員の特殊勤務手当	人事委員会規則で定める 職員	毒物、劇物等を使用する作業 (人事委 員会規則で定めるものに限る。)	742千円	日額	290円
漁業等取締業務従事 職員の特殊勤務手当		海上において行う漁業等の取締りの業 務	34千円	日額	500円
けい船料徴収業務従 事職員の特殊勤務手 当		現地において行うけい船料の徴収業務	0千円	日額	230円
潜水作業従事職員の 特殊勤務手当		潜水器具を着用して潜水作業に従事 (20メートルまでのとき。)	11千円	1時間	310円
		〃(12月1日から翌年の3月31日まで の間における作業)	19千円	1時間	465円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事 (30メートルまでのとき。)	0千円	1時間	780円
		〃(12月1日から翌年の3月31日まで の間における作業)	0千円	1時間	1,170円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事 (30メートルを超えるとき。)	0千円	1時間	1,500円
		″(12月1日から翌年の3月31日まで の間における作業)	0千円	1時間	2,250円
除雪作業従事職員の 特殊勤務手当		除雪車による除雪作業及びこれに伴う 排雪等の作業 (午後5時から翌日の午 前6時までの間において行う作業)	0千円	日額	300円
		" (暴風雪警報又は大雪警報発令下に おいて行う作業)	0千円	日額	450円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支	給対	象	業	務	支 給 実 績 (28年度決算)			に対する 単 価
災害応急作業等従事 職員の特殊勤務手当		豪雨等異常な自 害が発生し、ス る道路及びその 他人事委員会規 おいて行う巡回	マは発生す の周辺、河 見則で定め 監視の作	「るお 可川の うる公 業	それ 堤防 共施	があ その 設に	16千円			710円
		ッ(作業が午後 時までの間に行			の午	前 6	0千円	日	額	1,065円
		被災施設等にま した箇所又は発 箇所で行う応急 めの災害状況の	き生するま 急作業又に	さそれ は応急	の著	しい	14千円	日	額	1,080円
		" (作業が午後時までの間に行			の午	前 6	29千円	日	額	1,620円
		東京電力株式会 所の敷地内にお 建屋内)					0千円	日	額	40,000円
		"(故障設備等	現場確認	)			0千円	日	額	20,000円
		"(免震重要棟	及び新事	務棟外	<b>k</b> )		1,609千円	日	額	13,300円
		〃(免震重要棟	及び新事	務棟内	习)		0千円	日	額	3,300円
		警戒区域におい 時間以上)	ヽて行う作	丰業(	屋外	で4	0千円	日	額	6,600円
		〃(屋外で4時	間未満)				0千円	日	額	3,960円
		"(屋内)					0千円	日	額	1,330円
		帰還困難区域に で4時間以上)	こおいて行	う 作	業(	屋外	3,274千円	日	額	6,600円
		〃 (屋外で4時	間未満)				796千円	日	額	3,960円
		〃(屋内)					0千円	目	額	1,330円
		計画的避難区域 外で4時間以上		で行う	作業	(屋	0千円	日	額	5,000円
		〃 (屋外で4時	間未満)				0千円	日	額	3,000円
		"(屋内)					0千円	日	額	1,000円
		居住制限区域に で4時間以上)	こおいて行	うう作	業(	屋外	20千円	日	額	3,300円
		〃(屋外で4時	間未満)				24千円	日	額	1,980円
		〃(屋内)					0千円	日	額	660円
	消防防災航空センターに 勤務する職員	れかのもの イ 消火活動、 の他の消防活 ロ 災害が暴生 れがあ調査その 等の可又は訓練の の教育訓練の	救動しに 動の、おの はおの はおの が が が が る の が ろ の 、 お の に れ の に れ の に れ の に る の に れ の に る の に る の に る の に る の に る の に る の に る の に る の と 。 と る ろ と る ろ と る ろ と る と る と る と る と る と	、救急 発生す発 実務を行	急業務 一るお き生状 <b>テ</b> うた	そ そ況 め	819千円		寺間	1,900円
		"(海上におけ 超える救助活動 出時までの時間 務、飛行中の射 救助活動)	b、夜間 引をいう。	(日没 ) に	時か おけ	ら 日 る業	1,882千円	1	寺間	2, 470円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績		員に対する
		児童に直接接して行う生活指導の業務	(28年度決算) 0千円		給 単 価 450円
員の特殊勤務手当	校に勤務する職員				
	福祉相談センターに勤務 する職員	知的障害者、知的障害児又は肢体不自 由者に直接接して行う相談の業務	110千円	日	額 560円
		n (所長及び次長の職にあるもの並び に総務企画課に勤務するもの)	0千円	日名	額 450円
		保護を要する女子で婦人保護施設に入 所しているものに直接接して行う生活 指導又は職業指導の業務	0千円	日	額 390円
		保護を要する女子に直接接して行う保 護更生又は相談の業務	0千円	日	額 380円
社会福祉業務従事職 員の特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	福祉に関する業務のうち現業を行うも のとして人事委員会規則で定めるもの	5,232千円	月~	額 10,000円
	職員(県民局健康福祉部	福祉に関する業務のうち援護、育成又 は更生の措置を要する者等と面接して 行う保護等の必要性の有無等の調査、 生活指導等の業務	1千円	日	額 560円
	身体障害者更生相談所に 勤務する身体障害者福祉 司、児童相談所に勤務す る児童福祉司及び知的障 害者更生相談所に勤務す る知的障害者福祉司		2,062千円	日	額 560円
	児童相談所に勤務する職 員(上記に掲げる職員を 除く。)	児童に直接接して行う相談又は指導の 業務	382千円	日	額 560円
	″ (人事委員会規則で定 める職員)	児童に直接接して行う相談又は指導の 業務	0千円	日 着	額 430円
家畜保健衛生所勤務 職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所に勤務す る職員	直接家畜に対して行う検査その他家畜 の保健衛生上必要な業務で家畜に直接 接して行うもの 獣医学的技術を必要とする家畜の病性 の検査又は鑑定の業務		日	額 670円
専門教育従事職員の 特殊勤務手当		農業に関する専門的知識を必要とする 授業を専ら担当するもの(管理職手当 が支給される職員を除く。)	3,410千円	月~	額 29,000円
	県営食肉地方卸売市場又 は県営と畜場に勤務する	管理その他の業務	2,352千円	月~	額 28,000円
手当	職員	〃(事務職員)	972千円	月~	額 27,000円
	食肉衛生検査所に勤務す る職員	専ら獣畜のと殺又は解体の検査等の業 務に従事するもの	2,957千円	月~	額 28,000円
県税事務従事職員の 特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	県税事務に専ら従事するもの (人事委 員会規則で定めるものを除く。)	40, 268千円	月~	額 18,200円
		納税義務者等に直接接して行う県税の 賦課徴収の業務(人事委員会規則で定 める業務に限る。)		日	額 1,020円
	総務部税務課に勤務する 職員	県税に係る特別の徴収義務に専ら従事 するものとして人事委員会規則で定め るもの	1,092千円	月~	額 18,200円
		犯則事件の取締りその他人事委員会規 則で定める業務	0千円	日	額 550円

手当の名称	主な支給対象職員	主 な 支	給 対	象	業務	支 給 実 績 (28年度決算)	左記支		に対する 単 価
	精神保健福祉センターに 勤務する医師及び歯科医 師である職員					1,680千円	月	額	35,000円
	動物愛護センターに勤務する職員	在犬病予防法 の規定に基づ 業に専ら従事 会規則で定め	く犬の捕獲するもの	<b>嬳又は</b>	処分の作		月	額	19,000円
	上記に掲げる職員以外の 職員	犬の捕獲等の	乍業			4千円	日	額	560円

- (注) 1 手当の名称、主な支給対象職員等については、平成29年4月1日現在のものである。
  - 2 支給実績については、支給単価に対象業務に従事した実績及び支給人数を乗じた額である。

# 〔教育委員会〕

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給 実績 (28年度決算)		員に対する : 単 価
教育職員の特殊勤務手当	昼間の授業を行う高等学校とで 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部	丁分等) 使受交叉 带蛾	228千円		
	昼間の授業又はその補助を本利として担当する教育職員で、利間の授業又はその補助勤務を行ったもの及び夜間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で、昼間の授業又は予の補助勤務を行ったもの	<b>支</b> な な		授業時 間 ける 1 時間	
	職員の職を兼ねている者及び 課程の学習指導者又は連絡指述 者に指定された者	<del>算</del>	86千円		
			0千円	1 回	670円
		』(勤務時間が5時間未満)	0千円	1 回	440円
	特別支援学校に勤務する職員	児童又は生徒に直接接して行う 付添いの業務	0千円		
	事委員会が認める程度に及ぶるのに従事した小学校、中学校、 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教育職員(人事を 員会規則で定めるものを	学校の管理下において行う非常 災害時等の緊急業務で人事委員 会規則で定めるもの(非常災害 時における児童若しくは生徒の 保護又は緊急の防災若しくは復 旧の業務)	0千円	日額	8,000円
	<. )	"(上記業務のうち被害が特に 甚大な非常災害(人事委員会の 定めるものに限る。)の際に、 心身に著しい負担を与えると人 事委員会が認める業務)			16,000円
		"(児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務)	0千円	-	,
		" (児童又は生徒に対する緊急 の補導業務)	683千円	-	,
		" (児童又は生徒に対する緊急 の補導業務で人事委員会が定め る場合)	308千円		,
		修学旅行、林間・臨海学校等 (学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童 又は生徒を引率して行う指導業 務で泊を伴うもの	92, 837千円		,
		人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの	84, 567千円	日額	4, 250円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支 給 実 績 (28年度決算)			に対する 単 価
		学校の管理下において行われる 部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動を のクラブ活動に準ずる活動をい う。)における児童又は生徒に 対する指導業務で週休日、休日 等又は正規の勤務時間が3時間 45分若しくは4時間である日に 行うもの		田	額	3,000円
		〃(人事委員会が定める場合)	13,017千円	日	額	1,500円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの		日	額	2, 250円
	又は中学校の2以上の学年の児 童又は生徒で編制されている学	3の学年の児童又は生徒で編制 されている学級における授業又 は指導		日	額	350円
	級を担当する者で人事委員会の 定めるもの	2の学年の児童又は生徒で編制 されている学級における授業又 は指導		日	額	290円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校、中学校、高等学校、中学校、高等学校、高等学校、高等学校、高等学校、高等学校、高等学校、大学学校、高等学校、中文は特別、教育とは、教育とは、大学学、大学学、大学学、大学学、大学学、大学学、大学学、大学学、大学学、大学	当該担当に係る業務	139, 609千円	日	額	200円

- (注) 1 手当の名称、主な支給対象職員等については、平成29年4月1日現在のものである。
  - 2 支給実績については、支給単価に対象業務に従事した実績及び支給人数を乗じた額である。

# [警察本部]

手当の名称	主な支給対象職員	主 な 支 給 対 象 業 務	支 給 実 績 (28年度決算)			に対する 単 価
警察職員の特殊勤務 手当	交替制・毎日勤務員及び 駐在所勤務員等	正規の勤務時間による勤務の一部又は 全部が深夜において行われる作業で人 事委員会規則で定めるもの(作業時間 が5時間以上のとき)	443千円	1	口	1,100円
		" (作業時間が2時間以上5時間未満のとき)	95, 911千円	1	口	730円
		"(作業時間が2時間未満のとき)	1,829千円	1	口	410円
	検視官以外の者	死体処理の作業	31,566千円	1	口	2,200円
	検視官	<ul><li>" (当該作業が検視その他の人事委員 会規則で定めるもの)</li></ul>	7,514千円	1	口	3,200円
	指定警衛・警護員である 警察官	警衛又は警護の作業	387千円	日	額	640円
	音祭日	〃(人事委員会が定める警衛作業)	62千円	日	額	1, 150円
	舟艇担当技術職員及び従 事した警察官	警備船による警備の作業	152千円	日	額	290円
	護送勤務員	被疑者護送の作業	1,687千円	日	額	220円
		交通捜査の作業(夜間(日没時から日 出時までの時間をいう。)において行 う作業又は高速道路で行う作業)	9, 735千円	目	額	840円
		〃(夜間に高速道路で行う作業)	372千円	日	額	1,260円
		"(上記以外の作業)	10, 189千円	日	額	560円
		伝染病患者又は伝染病の疑いのある患 者に接して行う取調べ等の作業	0千円	日	額	290円
	爆発物処理要員	爆発物又は爆発物の疑いのある物件の 処理の作業	0千円	1	件	5, 200円
		特殊危険物質(人事委員会規則で定める物質をいう。)に係る作業(特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理の作業で人事委員会規則で定めるもの)		日	額	4,600円
		" (特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業)	0千円	日	額	450円
		豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの	10千円	日	額	1,680円
		"(当該作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合)	315千円	日	額	2,520円
		東日本大震災に対処するため上記作業 に引き続き5日以上従事したとき	0千円	日	額	3,360円
		"(当該作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合)			額	5,040円
		人事委員会規則で定める離島の周辺の 海域において海上保安庁の船舶に乗り 組んで行う警戒の作業(人事委員会規 則で定める作業に限る。)	0千円	日	額	1,100円

手当の名称主	な支給対象職員	主 な 支 給 対 象 業 務	支 給 実 績 (28年度決算)	左記職員 支給	に対する 単 価
	本部交通部又は警察	交通整理の業務	857千円	日額	310円
者父	・通課に勤務する職員	<ul><li>川(当該業務が高速道路で行われた場合)</li></ul>	119千円	日額	460円
勤務等を	答察本部及び警察署に でする私服により捜査 で行う警察官 がまるに指定された職		58, 265千円	日額	560円
	は課、科学捜査研究	犯罪鑑識の業務	2,830千円	日額	280円
	交通指導課及び警察 勤務する職員	″(当該業務が犯罪現場又はこれに関連する場所に立ち入って行われた場合)	,		560円
		警らの業務	54,060千円	日額	340円
隊、	警ら隊、交通機動 高速道路交通警察隊 警察署に勤務する職	緊急自動車の指定を受けた交通取締用 自動車の運転の業務(当該業務が自動 二輪車又は高速道路における自動車の 運転の場合)		日額	560円
		"(上記以外の自動車の運転の業務)	22,403千円	日額	420円
	琴本部留置管理課及び 野客に勤務する職員	留置施設看守の業務	18, 255千円	日額	430円
少年	補導員	青少年補導の業務	645千円	日額	330円
察官	『又は管理職員である 緊官以外の職員を除	突発的に発生した事件、事故等を処理 するため、正規の勤務時間外において 緊急の呼出しを受けて、午後9時3 翌日の午前5時までの間に従事する犯 罪の予防若しくは捜査、被疑者鑑識又 交通取締り、交通整理、犯罪鑑識又は 矮発物処理の業務(犯罪の捜査及び交 通取締りにあっては、直接補助する場 合を含む。)	1,833千円	1 回	1, 240円
操紛	往士	航空機に搭乗して行う業務(操縦)	1,933千円	1時間	5, 100円
		" (海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員 会規則で定める業務)	159千円	1時間	6,630円
整備	士	航空機に搭乗して行う業務(整備)	422千円	1時間	2,200円
		"(海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務)	31千円	1時間	2,860円
		航空機に搭乗して行う業務(捜索、救助、犯罪の捜査、警備、交通の取締り その他の警察の活動)	101千円	1時間	1,900円
		"(海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務)	10千円	1時間	2,470円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務(銃器又は銃器と思料されるものが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕又はこれに相当する業務)		日額	1,640円
		″ (上記に付随して行われる固定配置 の場合)	0千円	日額	1,100円

手当の名称	主な支給対象職員	主 な 支 給 対 象 業 務	支 給 実 績 (28年度決算)	左記職員に対する 支 給 単 価
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務(銃器を使用した犯人 又は銃器を所持する犯人の逮捕の業 務)		日 額 1,100円
		"(上記に付随して行われる固定配置 の場合)	0千円	日 額 820円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務(銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い、暴力団事務所等の直近に配置して行われる警戒の業務)		日 額 820円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務(暴力団等から危害を受けるおそれがある者を保護するため、その者の身辺等において行われる警戒の業務)		日 額 820円
	少年相談専門員	青少年に直接接して行う心理判定、相 談又は指導の業務	12千円	日 額 560円

- (注) 1 手当の名称、主な支給対象職員等については、平成29年4月1日現在のものである。
  - 2 支給実績については、支給単価に対象業務に従事した実績及び支給人数を乗じた額である。

# [全任命権者共通]

[土]工門作			_		
手当名	内容及び支給単価	国の制 度との 異同あ	国の制度と異なる内容	支給 実績 (28年度決算)	支 給 職 員 1 人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に	異なる		2,597,960千円	248, 680円
IVE 1 ¬	支給	74.4.0		2,001,000     1	210, 00011
	・配偶者		・配偶者		
	月額 13,000円		月額 10,000円		
	•子		•子		
	月額 6,500円		月額 8,000円		
	・父母等				
	月額 6,500円				
	・職員に配偶者がない場		・職員に配偶者がない場		
	合の1人目		合の1人目		
	子		子		
	月額 11,000円		月額 10,000円		
	父母等		父母等		
	月額 11,000円		月額 9,000円		
	・満15歳に達する日以後				
	の最初の4月1日以降				
	にある子				
	月額 5,000円加算				
住居手当	○自ら居住するための住	同じ		1, 325, 231千円	342, 969円
	宅を借り受け、一定額	11.30		1,020,201     1	012,00011
	(12,000円)を超える				
	家賃を支払っている職				
	員等に支給				
	・家賃額に応じ支給				
	最高限度額				
1-10 (A TW	月額 27,000円	FF 2 14			
初任給調	○医師等の欠員補充が困	異なる		84,551千円	1,657,863円
整手当	難な職に採用された職				
	員に支給				
	・行政職給料表及び医療				
	職給料表(一)の適用				
	を受ける職				
	月額414,300				
	~308,300円以内				
	(採用の日から1年を				
	経過するごとに一定額				
	を減ずる。以下同様)				
	・医学又は歯学に関する				
	専門的知識を必要とす				
	る職				
	月額 50,700円				
	・獣医学に関する専門的		・獣医学に関する専門的		
	知識を必要とする職		知識を必要とする職		
	月額 30,000円		大給なし		
	刀 帜 30,000门		入和なし		

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同あ	国の制度と異なる内容	支 給 実 績 (28年度決算)	支 給 職 員 1 人 当 た 「 平均支給年 (28年度決算
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用してそことでは、できる。 等を負担することでは、というでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	異なる	<ul> <li>・交通機関利用者</li> <li>運賃負担額に応じ支給</li> <li>最高支給限度額</li> <li>月額 55,000円</li> <li>・交通用具使用者</li> <li>使用距離に応じ支給</li> <li>最高支給限度額</li> <li>月額 31,600円</li> </ul>	2,573,445千円	127, 329
単身赴任 手当	月額 2,200円  ○公署を異にする異動等 に伴い転居し、やむを 得ない事情により配偶 者等と別居し、単身で 生活することを常況と する職員に支給 ・月額 30,000円~ 100,000円	同じ		117, 382千円	538, 450
特地勤務 手当	○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 ・級別区分 支給割合4級地 16/1003級地 12/1002級地 8/1001級地 4/100特地勤務手当に準ずる手当 4~6/100	同じ		32, 751千円	148, 195
宿日直手 当	○宿日直勤務を命ぜられ た職員が勤務した場合 に支給 ・一般の宿日直 4,200円 ・特別の宿日直 研修施設等における当 直 5,900円 常直 21,000円	同じ		596, 141千円	254, 001

	T	□	Γ		- ^ = D
手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同あ	国の制度と異なる内容	支給実績	支 給 職 員 1 人 当 た り 平均支給年額
				(28年度決算)	(28年度決算)
	○管理職の職員が、臨時	同じ		27, 105千円	371, 301円
特別勤務	又は緊急の必要により				
手当	勤務した場合に支給				
	・週休日等				
	1回4,000円~12,000円				
	・平日深夜				
	1回2,000円~ 6,000円				
夜間勤務	○正規の勤務時間とし	同じ		236, 156千円	157, 542円
手当	て、午後10時から翌日				
	の午前5時までの間に				
	勤務した職員に、勤務				
	した時間に対して支給				
休日勤務	・支給割合 25/100 ○休日等における正規の	 同じ		770 F00 T.III	270 001 III
作口勤務   手当		同し		778, 522千円	370, 901円
丁=	勤務時間中に勤務する ことを命ぜられた職員				
	に、勤務した時間に対				
	して支給				
	・支給割合 135/100				
管理職手	○管理又は監督の地位に	異なる	○管理又は監督の地位に	1,523,510千円	687, 815円
当	ある職員の職のうち人	,,,,,	ある職員の官職のうち	, , ,	,
【俸給の	事委員会規則で定める		人事院規則で指定する		
特別調整	職にある職員に支給		職にある職員に支給		
額】	・給料月額の25/100以		・俸給月額の25/100以		
	内		内		
	主な役職 支給額(円)		区分 支給額(円)		
	部長(1種) 130,300		1種 116,900~139,300		
	次長(3種) 103,400		2種 88,500~104,200		
	参与(4種) 88,500		3種 72,700~ 82,200		
	課長(5種) 74,800		4種 55,500~ 66,400		
	参事(8種) 54,000		5種 46,300~ 51,900		
寒冷地手	○基準日(毎年11月から	同じ		5,937千円	35, 980円
当	翌年3月までの各月の				
	初日)に寒冷地等に在				
	勤する職員に支給				
	・世帯主である職員 扶養親族あり				
	伏食祝族のリ   月額 17,800円				
	月領 17,800円 その他				
	月額 10,200円				
	・世帯主以外の職員				
	月額 7,360円				
農林漁業	○農林水産業の普及指導	_	_	31,173千円	176, 119円
普及指導	員(管理職手当の支給				
手当	を受ける者を除く。)				
	に支給				
	・給料月額の4/100				
災害派遣	○災害対策基本法の規定			0千円	0円
手当	により、他の地方公共				
	団体等から派遣された				
	職員が、住所又は居所				
	を離れて県内に滞在す				
	ることを要する場合に				
	、当該職員に支給				
	・日額 6,620円以内				

# 〔教育委員会〕

【教月安月	I I						ı	
手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同あ		のまなる		と 容	支給実績	支 給 職 員 1 人 当 た り 平均支給年額
							(28年度決算)	(28年度決算)
へき地手	○交通条件及び自然的、	_		_	-		121,653千円	459,068円
当	経済的、文化的諸条件							
	に恵まれない山間地、							
	離島その他の地域に所							
	在するへき地学校(共							
	同調理場を含む。)に							
	勤務する職員に支給							
	・級別区分 支給割合							
	5級地 25/100							
	4級地 20/100							
	3級地 16/100							
	2級地 12/100							
	1級地 8/100							
	準へき地 4/100							
	へき地手当							
	に準ずる手当4/100							
義務教育	〇小学校、中学校、高等	_		_	-		989,862千円	71, 331円
等教員特								
別手当	は特別支援学校に勤務							
	する教育職員に支給							
	・月額 8,000円以内							
定時制通		_		_	-		45,318千円	276, 329円
信教育手	程を置く高等学校の校							
当	長、副校長、教頭及び							
	教育職員に支給							
	・定時制 月額19,000円							
	(管理職手当の支給を							
	受ける者は月額15,000							
	円)							
	<ul><li>・通信制 月額 9,500円 (管理職手当の支給を</li></ul>							
	受ける者は月額7,500							
	円)							
産業教育	○農業又は工業課程を置	_		_	_		100,863千円	298, 411円
手当	く高等学校において、							
	実習を伴う当該科目を							
	主として担任する者に							
	対して支給							
	・月額 19,000円(管理							
	職手当又は定時制通信							
	教育手当の支給を受け							
	る者は月額11,500円)							
P			-				<del>-</del>	

# ① 知事部局

# 行政職給料表

	」以明和一个个文 I			<u> </u>				
等級	等級別基準職務表に規定する基準	合	計	内訳 		職制上の段		階
子似	となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	296 (0)	8.7%	主事	199	296 (0)	8.7%	主事
2/104		(17)	3	技師	97	(17)		級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業	202 (28)	6.0%	<u>主事</u> 技師	118 83	202 (28)	6.0%	主高事
	務を行う主事又は技師の職務	(0)	0.070	学芸員	1	(0)	0.070	事度級
o /at	No. of the state o	890	0.0.00	総括主任	27	890	0.0.00/	主
3級	主任の職務	(55) (0)	26.3%	主任 准教授	860	(55) (0)	26.3%	任級
				総括主幹	15			712
A √cTi	→ +A	452	10.00/	主幹	434		10.00/	主
4級	主幹の職務	(0)	13.3%	課長補佐 主任学芸員	1	(0)	13.3%	幹級
		(0)		教授	1	(0)		/12/
				総括副参事	283			
				副参事	681			
				課長 副課長	37 4			
			30.3%	課長補佐	2	1,027 (0)	30.3%	
	出先機関の課長の職務 副参事の職務	1,027		室長	3			副
5級		(0)		主幹	6			参事
	m15 4 -> 1960)	(0)		副校長	1	(0)		級
				教頭 所長	2			
				次長	2			
				主任学芸員	2			
				教授	3			
				課長 副課長	88 24			
				課長代理	2			
				総括参事	128			
				参事	74			
	本庁の課長又は室長の職務			室長 室長代理	6			
o /et	出先機関の長の職務	393	11 00/	地域建設部長	6	393	11 00/	課
6級	出先機関の困難な業務を所掌する 課長の職務	(0)	11.6%	地域農林水産事業部長	6	(0)	11.6%	長級
	参事の職務	(0)		部長	1			ЛУХ
				次長	16 18			
				副部長 校長	4			
				副校長	2			
				所長	16			
				副所長	1			
	本庁の困難な業務を所掌する課長			室長	53			
	又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の 長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌	84		参与	7	84		長
7級		(0)	2.5%	所長	3	(0)	2.5%	
1 1//		(0)		部長	13	(0)		
	する課長の職務			次長	6			級
	参与の職務			校長	1			

8級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機 関の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	26 (0) (0)	0.8%	次長 所長 参与 局長 センター長 副館長 政策推進監 地域活性化推進監 文化スポーツ振興監 福祉政策企画監 食農政策企画監 技術総括監	11 3 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1	26 (0) (0)	0.8%	次長級
9級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先 機関の長の職務 理事の職務	19 (0) (0)	0.6%	部長 局長 危機管理監 知事室長 産業戦略監 所長	7 8 1 1 1	19 (0) (0)	0.6%	部長級
,	合計	3,389 (83) (17)						

<sup>(</sup>注1)合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が 任期付職員を内数として記載 (注2)表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

# 研究職給料表

左左 <b>公</b> 耳	等級別基準職務表に規定する基準	台	計	内訳		職制	階	
等級	となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	3 (0) (0)	1.4%	技師	3	3 (0) (0)	1.4%	技師級
	研究所の研究員の職務	81		主任	1	81		研
2級	主任の職務 高度の知識又は経験を必要とする業	(5) (0)	38.9%	技師	31	(5) (0)	38.9%	研 究 員
	務を行う技師の職務	(0)		研究員	49	(0)		級
		94		部長	1	94		専 門
3級	研究所の部長の職務 専門研究員の職務	(0)	45.2%	室長	5		45.2%	研究員
				専門研究員	88	(0)		員 級
			11.5%	参事	1		11.5%	
				所長	1	24 (0)		特
4級	研究所の長の職務 研究所の次長の職務	24 (0)		副所長	4			別 研
4///	特別研究員の職務	(0)		次長	1			究員
				特別企画専門員	5			級
				特別研究員	12			
		6		次長	1	6		困難
5級	困難な業務を所掌する研究所の長 の職務	(0) (0)	2.9%	所長	4	(0) (0)	2.9%	所長
		(0)		副所長	1	(0)		級
	合計	208 (5) (0)						

<sup>(</sup>注1)合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については,上段が再任用,下段が 任期付職員を内数として記載

<sup>(</sup>注2)表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

# 医療職給料表 (一)

等級	等級別基準職務表に規定する基準	合	計	内訳		職制上の段階		
守秘	となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	9 (0) (0)	34.6%	技師	9	9 (0) (0)	34.6%	技師級
2級	保健所の課長の職務	8 (0) (0)	30.8%	主任	8	8 (0) (0)	30.8%	課長級
3級	2	2 (0)	7.7%	所長	1	2 (0) (0)	7.7%	所長級
J/l/X	保健所の長の職務	(0)		副参事	1			
4級	困難な業務を所掌する保健所の長	7 (0)	26.9%	所長	6	7 (0)	26.9%	困難所長級
1/1/2	の職務	(0)	(0)	課長	1	(0)	20.370	長級
	合計	26 (0) (0)						

- (注1)合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については,上段が再任用,下段が任期付職員を内数として記載 (注2)表中の(%)の合計は,端数処理のため,100%とならないことがある。

# 医療職給料表 (二)

tate to	等級別基準職務表に規定する基準	合計		内訳		職制上の段階		
等級	となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	26 (2) (0)	17.6%	技師	26	26 (2) (0)	17.6%	高度技師級
3級	主任の職務	15 (2) (0)	10.1%	主任	15	15 (2) (0)	10.1%	主任級
4級	困難な業務を行う主任の職務	20 (0) (0)	13.5%	主任	20	20 (0) (0)	13.5%	困難主任級
	家畜保健衛生所の次長の職務 副参事の職務 主幹の職務		44.6%	総括副参事	3	66 (0) (0)	44.6%	副参事級
		66 (0) (0)		副参事	40			
5級				課長	1			
り形文				次長	4			
				総括主幹	1			
				主幹	17			
	家畜保健衛生所の長の職務 保健所の課長の職務	19 (0) (0)	12.8%	所長	6	19 (0) (0)	12.8%	1
6級				課長	6			所長級
				総括参事	7			
	困難な業務を所掌する家畜保健衛 生所の長の職務 保健所の困難な業務を所掌する課 長の職務	2	1.4%	所長	1	(0)	1.4%	困難
7級		(0)		課長	1			所長級
8級	特に困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 保健所の特に困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	特別困難所長級
	合計	148 (4) (0)						

(注1)合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が 任期付職員を内数として記載 (注2)表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

# 医療職給料表 (三)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
守秘		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	技術又は経験を必要とする業務を行 う技師の職務	16 (0) (0)	16.3%	技師	16	16 (0) (0)	16.3%	技術技師級
3級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	13 (0) (0)	13.3%	技師	13	13 (0) (0)	13.3%	高度技師級
4級	主任の職務	23 (2) (0)	23.5%	主任	23	23 (2) (0)	23.5%	主任級
	副参事の職務 主幹の職務	34 (0) (0)	34.7%	総括副参事	10	34 (0) (0)	34.7%	副参事級
5級				副参事	18			
				主幹	6			
6級	保健所の課長の職務	12 (0) (0)	12.2%	課長	9	$\begin{pmatrix} 12 \\ (0) \\ (0) \end{pmatrix}$	12.2%	課長
0/1/2				総括参事	3			級
7級	保健所の困難な業務を所掌する課 長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	困難課長級
	合計	98 (2) (0)						

<sup>(</sup>注1)合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については,上段が再任用,下段が 任期付職員を内数として記載

<sup>(</sup>注2)表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

# ② 教育委員会

# 行政職給料表

faka 1	等級別基準職務表に規定する基準と	合計		内訳		職制上の段		 階
等級	なる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	180 (0) (0)	16.0%	主事 司書 事務主事	59 4 117	180 (0) (0)	16.0%	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業 務を行う主事又は技師の職務	91 (0) (0)	8.1%	主事 司書 事務主事	46 7 38	91 (0) (0)	8.1%	主事級
3級	主任の職務	361 (12) (0)	32.1%	総括主任 主任 指導主事(主任) 社会教育主事(主任) 司書(主任) 学芸員(主任) 事務主任	14 225 20 6 15 1 80	361 (12) (0)	32.1%	主任級
4級	主幹の職務	169 (0) (0)	15.0%	総括主幹 主幹 指導主事(主幹) 社会教育主事(主幹) 司書(主幹) 学芸員(主幹) 事務主幹	57 38 22 4 6 2 40	169 (0) (0)	15.0%	主幹級
5級	出先機関の課長の職務副参事の職務	222 (0) (0)	19.8%	総括副参事 副参事 課長 事務長 副課長 社会教育主事(副参事) 指導主事(副参事) 司書(副参事) 事務副参事	57 10 5 31 2 3 2 3 109	222 (0) (0)	19.8%	副参事級
6級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する課 長の職務 参事の職務	83 (0) (0)	7.4%	課長 室長 副課長 参総事 総務等 事務長 次長 副館長心得 統括学芸員 事務参事	5 1 6 11 9 32 5 7 1 1 1	83 (0) (0)	7.4%	課長級
7級	本庁の困難な業務を所掌する課長又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌する課長の職務 参与の職務	14 (0) (0)	1.2%	課長 所長 館長 次長 企画調整監 事務局長	6 3 1 1 1 2	14 (0) (0)	1.2%	困難課長級
8級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機関 の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	4 (0) (0)	0.4%	教育次長 所長 館長	2 1 1	4 (0) (0)	0.4%	次長級
9級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先機 関の長の職務 理事の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	部長級
	슴計	1,124 (12) (0)						

(注1)合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については,上段が再任用,下段が 任期付職員を内数として記載 (注2)表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

# 教育職(一)給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準 となる職務	合計		内訳		職制上の段		階
寺敝		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
	高等学校,中等教育学校又は特別 支援学校の講師,養護助教諭,実習	72 (5)	(5) 1.7%	実習助手	34	72 (5) (0)	1.7%	1
1 /1//	助手又は寄宿舎指導員の職務			寄宿舎指導員	38		1.770	級
				教諭	3,360			2 級
				養護教諭	106	3,658 (150) (0)		
2級	高等学校, 中等教育学校又は特別 支援学校の教諭, 養護教諭, 栄養教	3,658 (150)	88.6%	栄養教諭	11		88.6%	
2/1/2	論, 主任実習助手又は主任寄宿舎 指導員の職務	(0)	00.0%	主任実習助手	138			
				主任寄宿舎指導員	27			
				指導主事	16			
	高等学校, 中等教育学校又は特別 支援学校の主幹教諭又は指導教諭 の職務	157 (0) (0)	3.8%	主幹教諭	61	157 (0) (0)	3.8%	特 2 級
特2級				指導教諭	95			
				指導主事	1			
3級	高等学校, 中等教育学校又は特別 支援学校の副校長又は教頭の職務	168 (0) (0)	4.1%	副校長	51	168 (0) (0)	4.1%	3
J/l/X				教頭	117			級
4級	高等学校, 中等教育学校又は特別 支援学校の校長の職務	75 (0) (1)	1.8%	校長	75	75 (0) (1)	1.8%	4 級
	合計	4,130 (155) (1)		•				·

<sup>(</sup>注1)合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が 任期付職員を内数として記載 (注2)表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

# 教育職(二)給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準	合計		内訳		職制上の段階		
守拟	となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	中学校の助教諭, 養護助教諭又は 講師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	1 級
2級	中学校の教諭、養護教諭又は栄養	50 (0)	(0) 86.2%	教諭	47	50 (0) (0)	86.2%	2
2/19X	教諭の職務			養護教諭	3			級
性の知	中学校の主幹教諭又は指導教諭の 職務	5 (0) (0)	8.6%	主幹教諭	2	(0)	8.6%	特
特2級				指導教諭	3			2 級
3級	中学校の副校長又は教頭の職務	3 (0) (0)	5.2%	副校長	3	3 (0) (0)	5.2%	3 級
4級	中学校の校長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	4 級
	合計	58 (0) (0)						

<sup>(</sup>注1)合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が 任期付職員を内数として記載

<sup>(</sup>注2)表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

### 医療職給料表 (二)

<b>安</b> 勿	等級別基準職務表に規定する基準	合	計	内訳		職制上の段階			
等級	となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級	
2級	高度の技術又は経験を必要とする業 務を行う技師の職務	1 (0) (0)	20.0%	学校栄養職員	1	1 (0) (0)	20.0%	高度技師級	
3級	主任の職務	1 (0) (0)	20.0%	主任	1	1 (0) (0)	20.0%	主任級	
4級	困難な業務を行う主任の職務	2 (0) (0)	40.0%	学校栄養主任 主任	1	2 (0) (0)	40.0%	困難主任級	
5級	家畜保健衛生所の次長の職務 副参事の職務 主幹の職務	1 (0) (0)	20.0%	学校栄養主幹	1	1 (0) (0)	20.0%	副参事級	
6級	家畜保健衛生所の長の職務 保健所の課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	所長級	
7級	困難な業務を所掌する家畜保健衛 生所の長の職務 保健所の困難な業務を所掌する課 長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	困難所長級	
8級	特に困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 保健所の特に困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	特別困難所長級	
	合計	5 (0) (0)							

<sup>(</sup>注1)合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については,上段が再任用,下段が任期付職員を内数として記載 (注2)表中の(%)の合計は,端数処理のため,100%とならないことがある。

# 医療職給料表 (三)

等級	等級別基準職務表に規定する基準	合	計	内訳		職制	削上の段階	谐
守秘	となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	技術又は経験を必要とする業務を行 う技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技術技師級
3級	高度の技術又は経験を必要とする業 務を行う技師の職務	1 (0) (0)	100.0%	主任	1	1 (0) (0)	100.0%	高度技師級
4級	主任の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	主任級
5級	副参事の職務 主幹の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	副参事級
6級	保健所の課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課 長 級
7級	保健所の困難な業務を所掌する課 長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	困難課長級
	合計	1 (0) (0)						

<sup>(</sup>注1)合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が 任期付職員を内数として記載 (注2)表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

### 小·中学校給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準	合詞	<b>H</b>	内訳		職制	上の段	階
守拟	となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	小学校又は中学校の助教諭, 養護 助教諭又は講師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	1 級
				教諭	5,172			
2級	小学校又は中学校の教諭, 養護教	5,704 (164)	84.2%	養護教諭	399	5,704 (164)	Q1 9%	2
2/1/1	* 論又は栄養教諭の職務	(0)	84.2% 栄養教諭	101		84.2%	級	
				指導主事	32			
特2級	小学校又は中学校の主幹教諭又は	226 (0)	3.3%	主幹教諭	93	226 (0)	3.3%	特 2
10 2/90	指導教諭の職務	(0)	0.070	指導教諭	133	(-)	0.070	級
3級	小学校又は中学校の副校長又は教	434 (0)	6.4%	副校長	20	434 (0)	6.4%	3
0///	頭の職務	(0)	0.170	教頭	414	, ,	0.170	級
4級	小学校又は中学校の校長の職務	409 (4) (3)	6.0%	校長	409	409 (4) (3)	6.0%	4 級
	合計	6,773 (168) (3)						

- (注1)合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が 任期付職員を内数として記載 (注2)表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

### ③ 警察本部

### 行政職給料表

ÆÆ √ett	等級別基準職務表に規定する基準と	合	計	内訳		職制上の段階			
等級	なる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	主事又は技師の職務	72 (0) (0)	16.1%	主事 技師 少年補導員	58 10 4	72 (0) (0)	16.1%	主事級	
2級	高度の知識又は経験を必要とする業 務を行う主事又は技師の職務	60 (0) (0)	13.4%	主任主事 主任技師 少年補導員	50 5 5	60 (0) (0)	13.4%	高度主事級	
3級	主任の職務	180 (0) (0)	40.3%	係長 班長 主任	118 3 59	180 (0) (0)	40.3%	主任級	
4級	主幹の職務	40 (0) (0)	8.9%	課長補佐 隊長補佐 課長	32 3 5	40 (0) (0)	8.9%	主幹級	
5級	出先機関の課長の職務 副参事の職務	52 (0) (0)	11.6%	課長補佐 隊長補佐 所長補佐 課長	41 2 1 8	52 (0) (0)	11.6%	副参事級	
6級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する課 長の職務 参事の職務	40 (1) (0)	8.9%	課長 理事官 調査官 室長 管理官 センター長 副署長	1 22 3 2 6 1 5	40 (1) (0)	8.9%	課長級	
7級	本庁の困難な業務を所掌する課長又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌する課長の職務 参与の職務	2 (0) (0)	0.4%	参事官	2	2 (0) (0)	0.4%	困難課長級	
8級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機関 の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	1 (0) (0)	0.2%	参事官	1	1 (0) (0)	0.2%	次長級	
9級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先機 関の長の職務 理事の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	部長級	
	合計	447 (1) (0)							

- (注1)合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が 任期付職員を内数として記載 (注2)表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

## 公安職給料表

<i>₩</i> ₩ √л	等級別基準職務表に規定する基準	合	計	内訳		職制	上の段	階
等級	となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	396 (0) (0)	11.2%	巡査	396	396 (0) (0)	11.2%	係員
2級	知識又は経験を必要とする業務を行 う係員の職務	632 (0) (0)	17.9%	巡査長巡査	625 7	632 (0) (0)	17.9%	員 級
3級	主任の職務 高度の知識又は経験を必要とする業 務を行う係員の職務	734 (0) (0)	20.7%	主任 巡査長 その他(課付)	437 296 1	734 (0) (0)	20.7%	主任級
4級	係長の職務 専門官の職務 警察署の課長の職務 困難な業務を行う主任の職務	1,002 (2) (0)	28.3%	係長 専門官 課長 主任	399 6 1 596	1,002 (2) (0)	28.3%	係長級
5級	警察本部の課長補佐の職務 困難な業務を行う警察署の課長の職務 困難な業務を行う係長の職務 困難な業務を行う原門官の職務	480 (5) (0)	13.6%	課長補佐 課長 係長 専門官 幹部派出所長	28 63 338 50	480 (5) (0)	13.6%	課長補佐級
6級	次長の職務 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 特に困難な業務を行う警察署の課長の職務	172 (1) (0)	4.9%	次長 課長補佐 課長 副隊長 隊長補佐 指導官 通信指令官 交通事故分析官 検視官 対策官 副署長 幹部交番所長	17 63 64 5 2 3 4 1 2 1 9	172 (1) (0)	4.9%	次長級
7級	警察本部の課長の職務 警察署の長の職務 理事官又は監察官の職務 困難な業務を行う次長の職務	79 (0) (0)	2.2%	課長 隊長 理事官 監察官 企画官 管理官 指導官 室長 対策官 聴聞官 副校長 副署長 刑事官 地域安全官 交通官	10 3 20 1 1 4 7 3 2 1 1 1 13 6 4 3	79 (0) (0)	2.2%	課長級

	参事官の職務			参事官	16			去
8級	困難な業務を所掌する警察本部の 課長の職務 困難な業務を所掌する警察署の長	29 (0) (0)	0.8%	署長	12	29 (0) (0)	0.8%	参事官級
	の職務			その他(部付)	1			ΝΧ
				部長	1			
	警察本部の部長の職務	1.0		総務統括官	1	1.0		t-
9級	困難な業務を所掌する参事官の職務 特に困難な業務を所掌する警察署	16 (0) (0)	0.5%	校長	1	16 (0) (0)	0.5%	部長級
	の長の職務	ν= /		参事官	5	ν= /		
				署長	8			
	合計	3,540 (8) (0)						

<sup>(</sup>注1)合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が 任期付職員を内数として記載 (注2)表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

### 研究職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準	合	計	内訳		職制上の段階		
守껪	となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	3 (0) (0)	14.3%	技師	3	3 (0) (0)	14.3%	技師級
2級	研究所の研究員の職務主任の職務	10 (0)	47.6%	研究員	5	10 (0)	47.6%	研究員級
2///	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	(0)	41.0%	主任技師	5	(0)	41.0%	
3級	研究所の部長の職務 専門研究員の職務	6 (0) (0)	28.6%	専門研究員	6	6 (0) (0)	28.6%	専門研究員級特
4級	研究所の長の職務 研究所の次長の職務	2 (0)	9.5%	所長	1	2 (0)	9.5%	別
4剂汉	特別研究員の職務	(0)	9.0%	特別研究員	1	(0)	9.0%	研究員級
5級	困難な業務を所掌する研究所の長 の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	困難所長級
	合計	21 (0) (0)						

- (注1)合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については,上段が再任用,下段が 任期付職員を内数として記載
- (注2)表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

### 医療職給料表 (三)

等級	等級別基準職務表に規定する基準	合	計	内訳		職制上の段階		
守放	となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	技術又は経験を必要とする業務を行 う技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技術技師級
3級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	2 (0) (0)	66.7%	主任技師	2	2 (0) (0)	66.7%	高度技師級
4級	主任の職務	1 (0) (0)	33.3%	係長	1	1 (0) (0)	33.3%	主任級
5級	副参事の職務 主幹の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	副参事級
6級	保健所の課長の職務	(0) (0)	0.0%				0.0%	課長級
7級	保健所の困難な業務を所掌する課 長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	困難課長級
	合計	3 (0) (0)						

<sup>(</sup>注1)合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が 任期付職員を内数として記載 (注2)表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

# 〔企業局〕

手当の名称	主な支給対象職 員	主が	〕 支	給	対	象	業	務	電 気 支 給 (28年度	実 績	工業用水 支 給 (28年度	実 績	工記		に対する 単 価
危険等現場作業従事職員の特殊勤務手当	管理職手当の職手当の職員の職員を除く職員	<ul><li>二 三四 五 六 七八 九 た等操 補 発ル 行 す 行</li><li>機の作発修洪工生設工う発る船工う発</li></ul>	成塩と電圧と養い置養汚電銀に養色及視行及業等用予作用泥所員で用険で制)が一に水想業水処及が行水性が利力である。	设卸乍工 よ道さ 道里びうう道が備装業業 り事れ 事作工う流事高並置 圧 行務る 務業業ス木務い	びに 水 う所場 所 用ク除所薬につ 道 ダに合 に 水リ去に品	配い 施 ムおに 勤 道一等勤等電で 設 のい行 務 事ンの務の	盤特の 次でう す 務青乍す反 次殊 内 流、防 る 所掃業る扱	塩朝 職 に 業 員 勤業 員 が 務 が 務		371千円	5,	129千円	日	額	680円
用地取得等折 衝業務従事職 員の特殊勤務 手当		土地、権 地に属す 使用又は 衝の業務	る土石	ī、砂 二伴う	れき 損失	の取得補償(	得若 のた。	しくは		0千円		0千円	日	額	650円
		<ul><li>" (当該の午前5場合)</li></ul>								0千円		0千円	日	額	975円
特殊現場作業 従事職員の特 殊勤務手当		地上又は 不安定な 検査等の	:箇所で							0千円		0千円	日	額	220円
		〃(当該 ル以上の					上20	メート		0千円		0千円	日	額	320円
		橋脚の基 けるこれ 4メート 査、検査	に類すい以	る工 上の漢	事に	おい	て、	水面下		0千円		0千円	日	額	220円
		トンネル 査、検査			〒う□	[事ℓ	り監督	<b>筝、調</b>		1千円		0千円	日	額	560円
		交通が遮 う埋設管					におり	いて行		0千円		0千円	日	額	300円
夜間配電盤等 監視業務従事 職員の特殊勤 務手当		正規の勤 部が深夜 までの間 視業務 ( 以上の場	(午後 )) にま (深夜に 合)	後10時 おいて こおけ	から 行わ勤	翌日( れる       務時	の午回記電力	前 5 時 盤等監 4 時間	·	022千円	·	022千円			1,400円
		"(深夜 4時間未			務時	間が	2 時	間以上		679千円		679千円	日	額	930円
		〃(深夜 の場合)	におり	する勤	務時	間が	2 時	間未満		0千円		0千円	B	額	580円

等従事職員の 特殊勤務手当 が発生し、又は発生するおそれがある道 路及びその周辺又は河川の堤防(以下、 「被災施設等」という)において行う事 業用施設の巡回監視の作業 "(作業が午後 6 時から翌日の午前 6 時 までの間に行われた場合) 被災施設等における重大な災害の発生し た箇所又は発生するおそれの著しい箇所 で行う応急作業又は応急作業のための災 害状況の調査の作業 "(作業が午後 6 時から翌日の午前 6 時 までの間に行われた場合) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 の敷地内での作業(原子炉建屋内) "(故障設備等現場確認) の千円 0千円 日 額 20, "(免震重要棟外) "(免震重要棟外) "(免震重要棟内) の千円 0千円 日 額 3, 警戒区域での作業(屋外で4時間以上) の千円 0千円 日 額 3, 警戒区域での作業(屋外で4時間以上) の千円 0千円 日 額 3,	
等従事職員の 特殊勤務手当 が発生し、又は発生するおそれがある道 路及びその周辺又は河川の堤防(以下、 「被災施設等」という)において行う事 業用施設の巡回監視の作業 "(作業が午後6時から翌日の午前6時 技能がでから恋ではいる重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業 "(作業が午後6時から翌日の午前6時 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 の敷地内での作業(原子炉建屋内) "(故障設備等現場確認) の千円 0千円 日額 20, "(免震重要棟外) "(免震重要棟外) "(免震重要棟内) "(免震重要棟内) "(免震重要棟内) "(免票重要棟内) の千円 0千円 日額 3, 警戒区域での作業(屋外で4時間以上) の千円 0千円 日額 3, 警戒区域での作業(屋外で4時間以上) の千円 0千円 日額 3,	65円
までの間に行われた場合)  被災施設等における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業  「(作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内での作業(原子炉建屋内)  (故障設備等現場確認)  の千円 0千円 日額20,  (免震重要棟外)  の発度重要棟外)  の作用 0千円 日額3,  警戒区域での作業(屋外で4時間以上)  の千円 0千円 日額3,	80円
た箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業  "(作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内での作業(原子炉建屋内) "(故障設備等現場確認) 0千円 0千円 日 額 20, 10 0千円 日 額 13, 11 0千円 0千円 日 額 3, 11 0千円 0千円 0千円 日 額 3, 11 0千円 0千円 日 額 3, 11 0千円 0千円 0千円 0千円 日 額 3, 11 0千円	
までの間に行われた場合) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 の敷地内での作業(原子炉建屋内)  「(故障設備等現場確認)  「(免震重要棟外)  「(免震重要棟外)  「(免震重要棟内)  「(免震重要棟内)  「(免震重要棟内)  「(免震重要棟内)  「(免震重要棟内)  「(免震重要棟内)  「(免震重要棟内)  「(免害重要棟内)  「(免害重要棟内)  「(免害重要棟内)  「(免害重要棟内)  「(免害重要棟内)  「(を表生を表による。 (一)	20円
の敷地内での作業(原子炉建屋内) "(故障設備等現場確認) 0千円 0千円 日 額 20, "(免震重要棟外) 0千円 0千円 日 額 13, "(免震重要棟内) 0千円 0千円 日 額 3, 警戒区域での作業(屋外で4時間以上) 0千円 0千円 日 額 6, "(屋外で4時間未満) 0千円 0千円 日 額 3,	
"(免震重要棟外)       0千円       0千円       日 額 13,         "(免震重要棟内)       0千円       0千円       日 額 3,         警戒区域での作業(屋外で4時間以上)       0千円       0千円       0千円       日 額 6,         "(屋外で4時間未満)       0千円       0千円       0千円       日 額 3,	00円
"(免震重要棟内)       0千円       0千円       0千円       日額       3,3         警戒区域での作業(屋外で4時間以上)       0千円       0千円       0千円       日額       6,6         "(屋外で4時間未満)       0千円       0千円       0千円       日額       3,9	00円
警戒区域での作業(屋外で4時間以上)       0千円       0千円       0千円       日額       6,6         "(屋外で4時間未満)       0千円       0千円       0千円       日額       3,9	00円
"(屋外で4時間未満) 0千円 0千円 日 額 3,5	00円
	00円
"(屋内)     0千円     0千円     日額     1,3	60円
	30円
帰還困難区域での作業(屋外で4時間以 0千円 0千円 日 額 6,4 上)	00円
"(屋外で4時間未満) 0千円 0千円 日 額 3, <sup>9</sup>	60円
"(屋内)   0千円   0千円   日額   1,5	30円
計画的避難区域での作業(屋外で4時間 0千円 0千円 日 額 5,0 以上)	00円
"(屋外で4時間未満) 0千円 0千円 B 額 3,	00円
"(屋内)     0千円     0千円     日額 1,6	00円
上)	00円
" (屋外で 4 時間未満) 0千円 0千円 日 額 1,5	l l
"(屋内)     0千円     0千円     日額	80円

<sup>(</sup>注) 1 手当の名称、主な支給対象職員等については、平成29年4月1日現在のものである。

<sup>2</sup> 支給実績については、支給単価に対象業務に従事した実績及び支給人数を乗じた額である。

## 〔企業局〕

	J						
手当名	内容及び支給単価		一般行政 職の制度 と異なる 内 容	電 気 事 業 支 給 実 績 (28年度決算)	電 気 事 業 支 総 職 員 1 人 当 た り 平均支給年額 (28年度決算)	工業用水道事業 支 給 実 績 (28年度決算)	工業用水道事業 支 給 職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (28年度決算)
<b>扶養</b> 壬 当	○扶養親族のある職員に	同じ		8,240千円	305, 185円	9,812千円	265, 176円
<b>                                      </b>	<ul> <li>大養統</li> <li>・配偶者</li> <li>・配偶者</li> <li>・配偶額</li> <li>・配偶を</li> <li>・の円</li> <li>・配偶を</li> <li>・のの円</li> <li>・配偶を</li> <li>・のの円</li> <li>・配偶を</li> <li>・のの円</li> <li>・配偶を</li> <li>・のの円</li> <li>・配偶を</li> <li>・を</li> <li>・</li></ul>			8, 240 TH	309, 189 <sub>H</sub>	9, 812十円	205, 170円
住居手当		同じ		2,913千円	291, 300円	2,760千円	306, 667円
通勤手当	○ 等等例等例ら例交運最 の利負す使す併す機負支額等) の利負す使す併す機負支額等) の利負す使す併す機負支額等) の利負す使す併す機負支額等) のと自とびと支 でをとをとる員間に度の名 の額 の間等例の名 のの額 のの額 のの額 のの額 のの額 のの額 のの額 の	じ 同		9, 165千円	176, 243円	9, 354千円	173, 224円
単身赴任 手当	○公署を異にする異動等 に伴い転居し、やむを 得ない事情により配偶 者と別居し、単身で生 活することを常況とす る職員に支給 ・月額 30,000円~ 100,000円	同じ		0千円	0円	0千円	0円

			1		1		
手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる 内 容	電気事業支給実績	電 気 事 業 支 給 職 員 1 人 当 た り 平均支給年額	工業用水道事業 支 給 実 績	工業用水道事業 支 給 職 員 1 人 当 た り 平均支給年額
				(28年度決算)	(28年度決算)	(28年度決算)	(28年度決算)
宿日直手 当	<ul><li>○宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給</li><li>・一般の宿日直 4,200円</li></ul>	同じ		0千円	0円	0千円	0円
管理職員 特別勤務 手当	<ul><li>○管理職の職員が、臨時 又は緊急の必要により 勤務した場合に支給</li><li>・週休日等 1回4,000円~12,000円</li><li>・平日深夜 1回2,000円~6,000円</li></ul>	じ同		57千円	14, 250円	60千円	10, 000円
手当	○正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に が新した職員に、勤務した時間に対して支給・支給割合 25/100	同		2,557千円	213, 058円	2,508千円	227, 985円
手当	○休日等における正規の 勤務時間中に勤務する ことを命ぜられた職員 に、勤務した時間に対 して支給 ・支給割合 135/100	同じ		4,786千円	251, 896円	4,569千円	240, 477円
管理職手	○管理又は監督の地位に ある職員の職のうち公 営企業管理者が指定す る職にある職員に支給 ・主な役職 支給額(円) 局長 103,400 本局次長 88,500 本局課長・室長 74,800 所長 66,500 出先次長・課長 54,000	じ		5, 693千円	813, 257円	6, 895千円	766, 133円

### 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	10 (0) (0)	8.9%	主事 技師	5 5	10 (0) (0)	8.9%	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業 務を行う主事又は技師の職務	13 (1) (0)	11.6%	主事	2	13 (1) (0)	11.6%	高度主事級
				技師	11			
3級	主任の職務	30 (1) (0)	26.8%	総括主任 主任	28	30 (1) (0)	26.8%	主任級
4級	主幹の職務	17 (0) (0)	15.2%	主幹	17	17 (0) (0)	15.2%	主幹級
5級	出先機関の課長の職務 副参事の職務	25 (0) (0)	22.3%	総括副参事	10 15	25 (0) (0)	22.3%	副参事
6級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する 課長の職務 参事の職務	13 (0) (0)	11.6%	課長 室長 総括参事 所長 次長	5 1 4 1 2	13 (0) (0)	11.6%	級課長級
7級	本庁の困難な業務を所掌する課長 又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の 長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌 する課長の職務 参与の職務	3 (0) (0)	2.7%	課長 所長 次長	1 1	3 (0) (0)	2.7%	困難課長級
8級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機 関の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	1 (0) (0)	0.9%	局長	1	1 (0) (0)	0.9%	次長級
9級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先 機関の長の職務 理事の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	部長級
	合計	112 (2) (0)						

- (注1)合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が 任期付職員を内数として記載 (注2)表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。